

給与関係提出書類について

新規採用職員の初任給は、経歴書をもとに決定します。経歴書の内容を証明するものとして、各種証明書が必要となりますので、期限までに提出してください。

- ※ 証明書の提出がない場合は、その期間は「無職」としての経歴を加算します。
- ※ 各種証明書と現在の氏名が異なる場合は、氏名の変更のわかる戸籍謄本等を併せて提出してください。
(運転免許証の裏面に戸籍事項変更の記載がある場合は、運転免許証の表面・裏面の写しでも構いません。)
- ※ 採用後、経歴書・職務経歴証明書等の内容に虚偽等が認められ、初任給に誤りが判明した場合は、過去に遡って給与を訂正します。
- ※ 資料に記載のある事項についての質問が非常に多い状況です。まずは、資料をよく読んでいただきますようお願いいたします。

① 【経歴書】

	注意事項
A ◎ 経歴書の内容に変更が生じた場合	<p>経歴書の内容に変更が生じた場合は、ご自身のパソコンに保存している経歴書を修正し、大阪府行政オンラインシステム「修正経歴書登録申請」より、速やかに再申請してください。再申請の方法は、大阪府HP（新規採用予定者 各種様式のダウンロードページ）の「経歴書」欄に記載している「修正経歴書登録申請マニュアル」を参考してください。</p> <p>【修正申請前に以下の点を確認してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経歴書の下部のチェック欄にチェックが入っているか、日付、署名が入力されているか。 ○ 経歴書に修正内容が反映されているか。 <p>※経歴書の修正が必要な事例は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就職・退職、入学・卒業年月日などの日付に誤りがあった場合 ○ 結婚等により戸籍名が変更になった場合 ○ 在職期間、業態、雇用形態に誤りがあった場合 ○ 1週間あたりの勤務時間数に誤りがあった場合 ○ 職歴の追加、学歴の修正（卒業延期等）が発生した場合 ○ 誤字・脱字などの軽微な誤り 等

② 【学歴関係】

	提出が必要な証明書 及び 注意事項
A ◎ 既に卒業した学校	<p>※卒業見込み証明書は証明書として認めていません。</p> <p>卒業（修了）証明書……様式の指定はありません。様式1または以下の【証明書に必要な項目】を満たす学校独自の様式（原本）どちらか一方により証明を受けてください。 なお、卒業証書や学位記の写しは証明書として認められません。</p> <p>【証明書に必要な項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業機関名（学校名等）と卒業年月が記載されていること。 ○ 法科大学院、薬学部、修業年限（課程）1年以上の専修・専門学校、職務に関連があり修業年限（課程）2年以上の各種学校（※）の場合は、修業年限（課程）が記載されていること。 <p>※各種学校とは、小学校、中学校、大学・大学校、専修・専門学校以外で、都道府県知事の認可を受けて設置される学校を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休学期間がある場合は、休学期間が記載されていること。
B ◎ 現在在学中で、2027年3月中に卒業予定の学校	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職種によって提出書類が異なります。FAQ（最終学歴の証明書だけでよいか）もあわせて確認してください。 ○ 守衛として採用される方は、卒業証明書の提出は不要です。 ○ 最終学歴が大学院卒の場合も大学の卒業証明書は必要です。 ○ 専修・専門学校（修学年限（課程）1年以上に限る）、各種学校等（職務関連があり修学年限（課程）2年以上に限る）を卒業した場合も卒業証明書が必要です。なお、予備校の証明書は不要です。 ○ 以下の場合は高校の卒業証明書も必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇最終学歴が高校卒業となる場合。（高校卒業後に進学した学校を退学した場合も含む） ◇高校卒業後、大学以外の学校（専修・専門学校、職業技術専門学校、各種学校など）に進学し、最終学歴がそれらの学歴となる場合。 ◇高校卒業後、大学入学までに職歴等がある場合。 ◇初任給算定上、高校卒業以降の経歴で算定するほうが有利になる場合（別途連絡します）
C ◎ 既に中途退学した学校	<p>在学期間証明書……様式1「学歴証明書」を使用して証明を受けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中途退学、未修了となる場合は、その学校の前に通学していた学校の卒業証明書が必要となります。（例）大学が卒業延期となり2027年3月に卒業とならない場合 ⇒ 高校の卒業証明書が必要です。 ○ 中途退学の場合は、修得単位数の証明が必須です（大学に限る。） 様式1内の項目7「修得単位数」で証明を受けるか、修得単位数のわかる書類を添付してください。
D ◎ 現在在学中で、中途退学予定の学校	
E ◎ 現在在学中で、2027年3月までに卒業（修了）とならない学校	<p>【注】 1. 2月末までに退学予定の場合は、退学後に証明を受けてください。 (証明日付が退学日以降であることが必要です。)</p> <p>2. 3月中に卒業（修了）とならない場合は、3月中の日付で証明を受けてください。</p>

③ 【免許状の写し】

	提出が必要な証明書 及び 注意事項
A ◎既に取得済みで未提出	薬学職、保健師職、獣医師職、栄養士職、医師職の方は、免許状の取得日を確認するため、免許状の写し（A4サイズに縮小コッテしたもの）を提出してください。
B ◎取得見込み	○ 取得見込みの方については、国家試験合格後速やかに免許申請を行ってください。

④ 【職務経歴関係】

職務経歴証明書は、勤務先での雇用条件等を確認するために使用します。この証明書に基づき、前歴として加算する号数を計算し、初任給を決定します。

下記の注意事項やFAQ等をよく読んで勤務先に依頼してください。証明書の提出が無い場合は、無職としての経歴を加算します。

	提出が必要な証明書 及び 注意事項
A ◎以下の場合以外	<p>様式2「職務経歴証明書」を使用して証明を受けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務先に趣旨をよく説明の上、証明を依頼してください。 ○ パソコンで入力する場合はエクセル形式、手書きする場合はPDF形式を使用してください。 <p>【注】 1. 2月未までに退職予定の場合は、退職後に証明を受けてください。 (証明日付が退職月以降であることが必要です。)</p> <p>2. 退職日が3月の場合は、3月1日以降に証明を受けてください。(証明日付が3月1日以降であることが必要です。)</p> <p>3. 保健師として採用される方で、保健師の免許取得前に看護師の業務に従事した経歴がある場合は、その期間の職務経歴証明書と看護師免許の写しも提出してください。</p> <p>4. 守衛として採用される方は、職務経歴証明書の提出は不要です。</p> <p>5. 個人事業主に雇用されていた場合は、様式2「職務経歴証明書」に加え、以下の書類をあわせて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人事業主の印鑑証明書（市町村が発行） ② 個人事業の開業・廃業等届出書（受付印のある本人控え）、商業登記簿謄本、営業許可証明書、雇用保険被保険者離職票のいずれか
B ◎自営業歴がある場合	<p>様式3「在職内容の申告書」をご自身で作成し、以下の書類を添付してください。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商業登記簿謄本または営業許可証明書 ② 在職期間すべてにかかる法人税の確定申告書（税務署の受付印のある本人控え）または 法人税の納税証明書 <p>【個人事業主の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印のある本人控え）、商業登記簿謄本、営業許可証明書のいずれか ② 在職期間すべてにかかる所得税の確定申告書様式B（税務署の受付印のある本人控え）及び 青色申告決算書 又は 収支内訳書（白色申告の場合）（※） <p>※ 以下のように、1～12月までの全期間が事業所得のみであった場合は、所得税の納税証明書でも可。</p> <p>(例) 可・・・1～12月までの全期間 事業所得Aのみ、1～12月までの全期間 事業所得Aと事業所得Bのみ 等 不可・・・1～3月まで事業所得Aで4～12月まで無職、1～3月まで事業所得Aで4～12月まで事業所得B、1～3月まで給与所得で4月～12月まで事業所得、1～12月までの全期間 事業所得と給与所得 等</p>
C ◎勤務先が倒産・廃業し、職務経歴証明書を取得できない場合 ※管財人がいる場合は、管財人に様式2による証明を依頼してください。	<p>様式3「在職内容の申告書」をご自身で作成し、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者記録照会回答票（年金事務所で発行）…必須 ② 雇用形態（正規・非正規）及び勤務時間数がわかる書類 ③ 閉鎖事項証明書（法務局で発行）…必須 <p>※上記②の書類を提出されない期間は、雇用形態が確認できないため最大でも8割換算となります。</p>
D ◎大学で研究生として勤務歴のある場合	<p>様式4「研究生期間に関する証明書」を使用して証明を受けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金があり、1週間あたりの勤務時間数が20時間を超えていることが必要です。 ○ 大学が定める研究生に関する規程等の添付が必要です。 <p>【注】 1. 2月未まで研究予定の場合は、研究修了後に証明を受けてください。 (証明日付が退職月以降であることが必要です。)</p> <p>2. 研究終了月が3月の場合は、3月1日以降に期間の証明を受けてください。 (証明日付が3月中であれば、研究終了日以前の日付でも証明可能です。)</p>

提出期限について

大阪府ホームページ「新規採用予定者 各種様式のダウンロードページ」の「給与関係提出書類及び提出期限について」を確認してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/somuservice/new-employer/index.html>

(大阪府ホームページ ⇒ 組織から探す ⇒ 総務部 ⇒ 総務サービス課 ⇒ 事業一覧 ⇒ 新規採用予定者 各種様式ダウンロードページ)

給与振込口座「りそな銀行口座」の開設について

大阪府では給与振込口座として3口座まで登録することができますが、互助会費・親睦会費等の振替を行うため、そのうち1口座は「りそな銀行(※)」の口座とする必要があります。お持ちでない方は、2月末までに口座を開設（本人名義口座に限ります）してください。

※りそなグループ各行「埼玉りそな銀行」「関西みらい銀行」「みなと銀行」の口座をお持ちの場合も、別途「りそな銀行」の口座が必要です。

また、口座を開設された方、既に「りそな銀行」の口座をお持ちの方も、別途 口座振替確認手続きが必要です。

【各種様式のダウンロードページURL】に掲載している「給与振込口座に関する手続案内」または説明動画を確認のうえ、入庁までに手続を完了してください。

住民税について

住民税とは、前年分所得に対しお住いの市区町村が課税する地方税です。この住民税を毎月の給与から控除して納めることを「特別徴収」といいます。

現在、民間の企業や他の自治体に勤務している方で、採用月の前月まで住民税を特別徴収される方は、大阪府で支払う給料より引き続き特別徴収することができる場合があります。

特別徴収を希望される方は、大阪府HP【各種様式のダウンロードページ】に掲載している「大阪府新規採用職員に係る住民税特別徴収関係調査票」を、勤務先の総務・給与担当者様より、大阪府総務部総務サービス課給与支給グループまでメールでの提出を依頼してください。

提出期限や提出先のメールアドレスは、調査票に記載されていますので、ご確認ください。

特別徴収しない場合は、普通徴収（市区町村から送付される納税通知書により、ご自身で納める）となります。

なお、この場合でも新年度（令和9年度）分（令和9年6月分）は採用後、納付書がお手元に届き次第ご自身で総務サービス課に別途手続きを行うことで、特別徴収への切替が可能です。（旧年度（令和8年度）分の納付書による特別徴収への切替は、受け付けていません。）

メールの受信設定について

連絡の必要な方には、受験申込時に記入していただいたメールアドレスにメールを送付します。

メールの受信設定を行っている方は、次のドメイン名（@gbox.pref.osaka.lg.jp、@sbox.pref.osaka.lg.jp、@mbox.pref.osaka.lg.jp）を受信できるように設定をしておいてください。

例年メール送信しても、受信に気が付いていない、もしくは受信拒否で連絡のつかない方が多数おられます。必ず受信設定を確認の上、数日に1度は受信BOXの確認をしてください。

大阪府行政



提出方法について

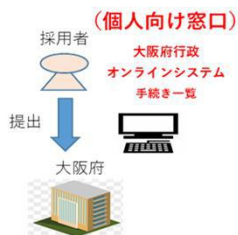
書類の提出方法は提出種類ごとに、下記3パターンあります。

提出方法により主体が違うので、誰がどうやって提出するのかをよく確認してください。

大阪府行政オンラインシステム

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>)

ア. <採用者がシステムで提出する場合>



◆対象書類

- ①-A 経歴書
- ③-A・B 免許状の写し

◆申請画面名称

- 【総務サービス課 給与支給G】修正経歴書登録申請 >
- 【総務サービス課 給与支給G】免許状提出 >

イ. <勤務先・学校がシステムで提出する場合>



◆対象書類

- ②-A・C～E 学歴証明書 (既卒分)
- ④-A・D 職務経歴証明書

◆申請画面名称

- 【総務サービス課 給与支給G】給与関係証明書提出 >

※勤務先・学校が電子署名に対応している必要があります。
事前に勤務先・学校に確認してください。

ウ. <紙で提出する場合(郵送)>



◆対象書類

- ②-B 学歴証明書 (3月卒業分)
- ④-B・C 職務経歴証明書

イの対象項目で勤務先・学校が電子署名に対応していない場合

※いずれの提出方法においても、大阪府への書類到達・記載内容の確認の電話・メールは控えてください。

書類到達を確認したい場合は

- ・郵便の場合は追跡番号がある郵送方法で送付してください。
- ・大阪府行政オンラインシステムで提出する場合は、勤務先又は学校に完了連絡をもらうように事前に依頼してください。

記載内容を確認したい場合は

- ・紙での提出の場合は事前にコピーを取得してください。
- ・大阪府行政オンラインシステムで提出する場合は、勤務先又は学校に同様のファイルを自身にメールしてもらうように依頼してください。

：：：： 提出及び問合せ先 ：：：：

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府 総務部 総務サービス課 給与支給グループ 担当：初任給担当

TEL (代表) 06-6941-0351 内線 4157、2261 (平日9:30~17:30)

Mail : somus-saiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp

メールはこちら
ダウンロードページは
こちら

※書類の到達確認は遠慮してください。

※また、証明書提出期限の遅延連絡も必要ありませんのでご遠慮ください。

(3月12日まで、卒業証明書の場合は3月27日まで受け付けますが、
遅延していることを十分に意識して、速やかに対応ください。)



【各種様式のダウンロードページURL】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/somuservice/new-employer/index.html>

(大阪府ホームページ ⇒ 組織から探す ⇒ 総務部 ⇒ 総務サービス課 ⇒ 事業一覧 ⇒ 新規採用予定者 各種様式ダウンロードページ)

【参考資料】

別表第5 経験年数換算表(第8条関係)

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務に直接関係があると認められる職務に従事した期間(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	100/100
	その他の期間	100/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100
その他の期間	職員としての職務に直接関係があると認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	50/100